



平成 22 年 2 月 10 日

『この国を守り抜け』国難突破運動』について

尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件、北朝鮮による韓国・延坪島砲撃事件など、現在の日本を取り巻く東アジア情勢は大変緊迫しており、戦力の保持や交戦権を否認する憲法 9 条では、もはや日本の平和は守れない状況に至っています。

こうした国難の到来を見据え、幸福実現党は、立党以来、一貫して**国民の生命・安全・財産**を守るべく、**憲法改正**を主張してまいりました。しかし、尖閣事件をはじめ、中国の軍備拡張、北朝鮮の核武装等、国難は眼前に迫っており、もはや憲法改正を待っていてはこの国を守り抜くことはできません。

幸福実現党は、この国を守り抜くべく、**憲法 9 条の解釈を変更し**、「**平和を脅かす諸国には憲法 9 条を適用しない**」ことを提言します。そして、政府に対し、平和を脅かす国家への「**世界標準の自衛権の行使**」を認め、**抑止力を強化し**、国民の生命・安全・財産を守り抜くことを要請します。

そもそも、憲法の趣旨は「**国民を守る**」ことにあります。また、憲法には「**憲法の変遷**」という概念があり、これは自衛隊が「**合憲**」とされて来たように、憲法の規範内容と現状との間に**ずれ**が生じた場合、規範的意味を変更または修正し、憲法に柔軟性を持たせる考え方です。

ゆえに、現状において憲法前文の「**平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して**」という前提が崩れている以上、ここに述べた憲法 9 条の解釈変更は、「国民を守る」という憲法の立法趣旨に沿った**正統な解釈変更**であります。

今、菅直人首相や仙谷由人前官房長官に見られる戦後平和主義的発想のまま、憲法 9 条の解釈変更を断行しなければ「**国民は座して死を待つのみ**」です。

こうした情勢を踏まえ、幸福実現党は「『この国を守り抜け』国難突破運動」として、2月11日(建国記念の日)から5月3日(憲法記念日)までの期間を中心に「**中国や北朝鮮には憲法 9 条は適用されない**」という言論・署名活動を展開します。その皮切りとして、明日 2 月 11 日の「**建国記念の日**」には、衆議院選挙区支部長を中心に「**全国一斉街宣**」を行います。皆様のご支援ご鞭撻の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

幸福実現党 党首 ついき秀学

以上の声明内容を国民の皆様にご直接訴えるために、幸福実現党党首・ついき秀学は下記「建国記念の日 東京街宣」に参加する予定です。

ついき秀学党首「建国記念の日 東京街宣」(予定)

池袋駅東口 13:00～

新宿駅西口 14:30～

渋谷駅ハチ公前 16:00～